

# 定 款

特 定 非 営 利 活 動 法 人  
日 本 剥 離 洗 淨 技 術 協 会

# 目 次

## 第1章 総 則

第1条	(名称)	.....	P 1
第2条	(事務所)	.....	P 1
第3条	(目的)	.....	P 1
第4条	(活動の種類)	.....	P 1
第5条	(事業の種類)	.....	P 1

## 第2章 会 員

第6条	(種別)	.....	P 1 · 2
第7条	(入会)	.....	P 2
第8条	(入会金及び会費)	.....	P 2
第9条	(退会)	.....	P 2
第10条	(除名)	.....	P 2
第11条	(拠出金品の不返還)	.....	P 2

## 第3章 役 員

第12条	(種別)	.....	P 2 · 3
第13条	(職務)	.....	P 3
第14条	(任期)	.....	P 3
第15条	(欠員補充)	.....	P 3
第16条	(解任)	.....	P 3
第17条	(報酬等)	.....	P 4

## 第4章 総 会

第18条	(種別)	.....	P 4
第19条	(構成)	.....	P 4
第20条	(権能)	.....	P 4
第21条	(開催)	.....	P 4
第22条	(招集)	.....	P 4
第23条	(議長)	.....	P 5
第24条	(定足数)	.....	P 5
第25条	(議決)	.....	P 5
第26条	(表決等)	.....	P 5
第27条	(議事録)	.....	P 5

## 第5章 理事会

第28条	(構成)	.....	P 5
第29条	(権能)	.....	P 5・6
第30条	(開催)	.....	P 6
第31条	(招集)	.....	P 6
第32条	(議長)	.....	P 6
第33条	(議決等)	.....	P 6

## 第6章 資産、会計及び事業計画

第34条	(資産)	.....	P 6
第35条	(資産の管理)	.....	P 6
第36条	(経費の支弁)	.....	P 6
第37条	(事業計画及び予算)	.....	P 6・7
第38条	(予備費の設定及び使用)	.....	P 7
第39条	(暫定予算)	.....	P 7
第40条	(事業報告書及び決算)	.....	P 7
第41条	(長期借入金)	.....	P 7
第42条	(事業年度)	.....	P 7

## 第7章 事務局

第43条	(設置)	.....	P 7
第44条	(書類及び帳簿の備置き)	.....	P 7

## 第8章 定款の変更及び解散

第45条	(定款の変更)	.....	P 7・8
第46条	(解散)	.....	P 8
第47条	(残余財産の処分)	.....	P 8

## 第9章 雜則

第48条	(公告)	.....	P 8
第49条	(委任)	.....	P 8

## 附 則

# 特定非営利活動法人 日本剥離洗浄技術協会定款

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人 日本剥離洗浄技術協会と称する。

### 第 2 条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市西区新町 1 丁目 32 番 16 号 TOP ビル 401 に置く。

### 第 3 条 (目的)

この法人は、建物の維持保全に関する知識を、高度な技術と豊富な経験を有する会員相互の協力により、素人でも理解できるメディアに改め、不特定多数である建物の所有者と建設業務に携わる者を対象として、剥離洗浄工法を基にしたリニューアル技術水準の高揚、建築物の品質向上、次世代人材の育成を推進し、社会教育、健全なまちづくり、環境の保全、地域の安全等公益の活動に寄与することを目的とする。

### 第 4 条 (活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第 2 条別表の以下の活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 地域安全活動

### 第 5 条 (事業の種類)

この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次のことを行う。

- ①建物維持保全に関する資料収集及び資料刊行
- ②建物維持保全に関する教育普及セミナー
- ③建物維持保全に関する技術研究又は支援協力
- ④建物の診断及び補修・補強に関する支援協力
- ⑤建物の性能評価及び審査・検査
- ⑥リニューアル製品や工法の認定評価
- ⑦建物の維持保全業務に関する人材育成と派遣
- ⑧関係機関・団体との連絡・協調
- ⑨その他上記目的を達成するために必要な活動

## 第 2 章 会 員

### 第 6 条 (種別)

この法人の会員は、次の 3 種類とし、正会員 A 及び正会員 B をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

#### (1) 正会員 A

この法人の目的に賛同し入会した個人又は団体とする。

(2) 正会員 B

剥離洗浄工法の施工能力を有し、この法人の目的に賛同し入会した個人又は団体とする。

(3) 賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体とする。

第 7 条 (入会)

正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事会に提出し、理事会の承認を得なければならない。理事会は、正会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第 8 条 (入会金及び会費)

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第 9 条 (退会)

会員は、退会届を理事会に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなし、その資格を失う。

(1) 会員が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(2) 会費を 1 年以上滞納したとき。

第 10 条 (除名)

会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、社員総数の 2 分の 1 以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第 11 条 (拠出金品の不返還)

会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第 3 章 役 員

第 12 条 (種別)

この法人に次の役員を置く。

(1) 理 事 3 名以上 20 名以内

(2) 監 事 1 名以上 2 名以内

2 理事のうち、1 名を理事長、若干名を副理事長とする。

3 理事及び監事は、総会において選任する。

4 理事長、副理事長は、理事の互選により定める。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

#### 第13条（職務）

理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事会で理事に意見を述べること。

#### 第14条（任期）

役員の任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任されたときには、当該総会が終結するまでを任期とし、又、任期の末日において後任の役員が選任されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。

#### 第15条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### 第16条（解任）

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

## 第17条（報酬等）

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 役員報酬及び弁償に関しては、理事会の議決を経て細則で決める。

## 第4章 総会

### 第18条（種別）

この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

### 第19条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

### 第20条（権能）

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任及び職務
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

### 第21条（開催）

通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第13条第4項第4号の規定により招集したとき。

### 第22条（招集）

総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

### 第23条（議長）

総会の議長は、理事長若しくはその総会において、出席した正会員の中から選出する。

### 第24条（定足数）

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

### 第25条（議決）

総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

### 第26条（表決等）

やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

### 第27条（議事録）

総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者については、その旨を明記のこと。）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名又は記名、押印しなければならない。

## 第5章 理事会

### 第28条（構成）

理事会は、理事をもって構成する。

### 第29条（権能）

理事会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議するべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。

#### 第30条（開催）

理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法によって開催の請求があったとき。

#### 第31条（招集）

理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前項第2号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### 第32条（議長）

理事会の議長は、理事長が当たる。

#### 第33条（議決等）

理事会における議決事項は、理事の過半数をもって決する。

### 第6章 資産、会計及び事業計画

#### 第34条（資産）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

#### 第35条（資産の管理）

資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

#### 第36条（経費の支弁）

この法人の経費は、資産をもって支弁する。

#### 第37条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なけ

ればならない。これを変更する場合にも同様とする。

#### 第38条（予備費の設定及び使用）

前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の費用に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

#### 第39条（暫定予算）

第37条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

#### 第40条（事業報告書及び決算）

理事長は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

#### 第41条（長期借入金）

この法人が資産の借入れをしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

#### 第42条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第7章 事務局

#### 第43条（設置）

この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の職員は、理事長が任免する。

#### 第44条（書類及び帳簿の備置き）

事務所には、特定非営利活動促進法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類。
- (2) 収益費用に関する帳簿及び証拠書類。

### 第8章 定款の変更及び解散

#### 第45条（定款の変更）

この定款の変更は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、

その出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

#### 第46条（解散）

この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 総会の議決により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

#### 第47条（残余財産の処分）

解散後の残余財産の帰属は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる者の中から、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て選定する。

### 第9章 雜則

#### 第48条（公告）

この法人の公告は、官報により行う。ただし、特定非営利活動促進法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

#### 第49条（委任）

この定款の施行について必要な細則は、定款で定めるほか、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 附 則

1 この定款は、この法人成立の日から施行する。

2 この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

(1) 正会員 A	入会金	10,000 円
	会 費 (月額)	2,000 円
	(年額)	24,000 円
(2) 正会員 B	入会金	100,000 円
	会 費 (月額)	10,000 円
	(年額)	120,000 円
(3) 賛助会員	入会金	0 円
	会 費 (月額)	1,000 円
	(年額)	12,000 円

3 この法人の設立当初の役員は、第12条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

(1) 理事長	氏名	いづみ 泉	ゆきお 幸夫
(2) 副理事長	氏名	さえき 佐伯	ただお 忠雄
(3) 副理事長	氏名	おざわ 小澤	ひろかず 裕一
(4) 副理事長	氏名	いそべ 磧部	あきよし 明良
(5) 理事	氏名	おおかわ 大川	まさき 正培
(6) 理事	氏名	くろき 黒木	みちお 美知雄
(7) 理事	氏名	さが 佐賀	きょうぞう 教三
(8) 理事	氏名	いしわたり 石渡	ひろゆき 寛之
(9) 理事	氏名	いづみ 泉	かつゆき 勝之
(10) 理事	氏名	やまもと 山本	しんじ 新二
(11) 監事	氏名	たかせ 高瀬	つきお 諭男

4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第37条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。

この定款は平成17年 1月 6日より実施する。

この定款は平成18年 4月 3日に一部改正し実施する。

この定款は平成18年 5月 20日に一部改正し実施する。

この定款は平成18年 10月 25日に一部改正し実施する。

この定款は平成21年 6月 11日に一部改正し実施する。

この定款は平成30年 6月 7日に一部改正し実施する。

この定款は令和 元年 11月 5日に一部改正し実施する。

この定款は令和 5年 10月 2日に一部改正し実施する。